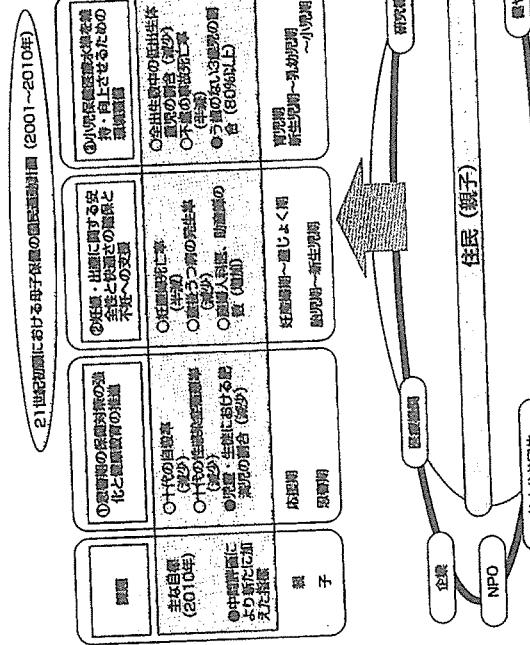


3-10 母子保健対策—健やか親子21と次世代育成支援対策推進法

コラム・3 健やか親子21の中間評価

21世紀の母子への健康目標



平成12年、これまでの母子保健の取り組みと状況を踏まえ、21世紀の母子保健の取り組みの方向性を示した「健やか親子21」が国民運動計画として策定された。主要課題は、①思春期保健対策の強化と健康新教育の推進、②妊娠・出産の安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準の維持・向上のための環境整備、④子どもたちの心の安らかな発達の促進と育児の不安の軽減である。2010年までの目標が61項目について設定されている。平成17年度に中間評価が実施された（コラム・3）。一方、合計特殊出生率の低下が続く中、もうひとつの少子化対策として、15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されたことを受けて、17年3月までに「行動計画」を都道府県、市町村、企業が策定することとなつた。また、16年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の効果的な推進を図るために、16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定された。

参照：本編89～91頁（第3編第2章 1.母子保健）

課題は思春期の健康問題と虐待－連携強化と情報の利活用を！

課題1 思春期の保健対策の強化と健康新教育の推進	
・十代の自殺率と性感染症罹患率は改善が認められなかつた。	
・十代の人工妊娠中絶実施率は減少傾向にあるもののが更多なる分析が必要である。	
◆十代の自殺率 15~19歳 6.4(人口10万対) (男8.8 女3.8) → 7.5(人口10万対) (男9.1 女5.7)	
◆不健康やせ 高校3年13.4% → 高校3年16.5%	
◆喫煙率 高校3年男36.6%、女15.6% → 高校3年男21.7%、女9.7%	
課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	
・産婦人科医師数の不足、助産師の施設間偏在が賛否化した。	
・妊娠・出産について質の向上が求められている。	
◆妊娠婦死亡率 6.3(出産10万対)・78人 → 4.3(出産10万対) 49人	
◆産婦人科医師数 12,420人 → 12,156人	
課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	
・小児の不慮の事故死率は改善傾向にあるものの、なむれ死因の1位である。	
◆1歳6ヶ月までに麻疹の予防接種を終了している者の割合 70.4% → 85.4%	
◆全出生数中の低出生体重児の割合 8.6% → 9.4%	
課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	
・虐待による死亡数や児童相談所への虐待報告数は増加を続いている。	
◆虐待による死亡数 44人 → 51人	
◆法に基づき児童相談所等に報告があつた被虐待児数 17,725件 → 33,408件	

*数値はいずれも平成12年から16年への推移

健やか親子21の中間評価（平成17年）によると、61の目標のうち70%がよくなつている傾向にあつた。一方、課題も明らかになり、肥満、う歯、食育に関する新たな指標を加え、今後5年間の重点項目として次の5項目を挙げた。①思春期の自殺と性感染症罹患の防止、②産婦人科医師、助産師等の産科医療を担う人材の確保、③小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保、④子どもたちの心の問題に対応できる医師は少ない。

健やか親子21のホームページ <http://mri.yamanashi-med.ac.jp/sukoyaka/>

国民年金法改正と子育て支援

349.

育児支援

Child care Support

山梨県立大学附属医学工学総合研究所社会医学講義室

山縣 然太朗

Zenitaro Yamashita

Key words : 少子化, 健やか親子21, 次世代育成支援政策
推進法, 子育て応援プラン

少子化における子育て応援の必要性

少子化は我が国における現在の母子保健の重要な課題である。急速な少子化と高齢化は人口の年齢構成を絶えさせ、人口構成を基盤にした社会システムはその変更を余儀なくされ、政治、経済、保健・医療・福祉など社会全般に大きな影響を及ぼす問題である。また、子どもの健康や生活に対する影響も大きいと考えられる。少子化の要因は、女性の産用の増加や高学齢化に伴う晚婚化や未婚率の上昇に加えて、育児の負担感や仕事との両立の困難さ、子育てコストの増加など、子どもを育てる環境が十分に整備されていないことがあげられよう。よつて、少子化対策の基本は子育て支援であり、社会全体で子育て環境の整備を進めていく必要がある。

我が国の子育て支援として三つの重要な施策である「エンゼルプラン(後に新エンゼルプラン)」、「健やか親子21」、「健やか親子21」、「次世代育成支援政策」について概説する。

エンゼルプランと子ども・子育て応援プラン¹⁾

少子化の背景を勘案して、少子化対策を進めていく必要があり、平成6(1994)年に取り組すべき施策を社会保険だけでなく総合的な野面として「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」(エンゼルプラン)を策定した。その後、平成11(1999)年には少子化対策推進関係閣僚会議により「少子化対策基本方針」が決定され、大蔵、文部、厚生、労働、運輸、自治の6大臣会議による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」(新エンゼルプラン)が策定された。さらに、平成16(2004)年には少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)が策定された。

子ども・子育て応援プランは次のような特徴を有する。
①保育事業中心から、若者の自立・教育、健

き方の見直し等を含めた幅広いプランへ
②おおむね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示、③「働き方の見直し」の分野において横断的な目標設定(育児休業取得率男性10%、女性80%や、育儿期に最短時間にわたる時間外労働を行うものの割合を減少など)、④体験学習を通じた「たくましい子どもの育ち」など教育分野において横断的な目標設定、⑤「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取り組みを推進(子どもが減少する(量)ことへの危機感だけでなく、子育ての環境整備(質)にも配慮)。⑥市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も含まえて数値目標を設定(地方の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めて)などである。

少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)の擧げる四つの重点課題は、①若者の自立とくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯であり、これらの重点課題に沿って、平成21(2009)年度までの5年間に譲る具体的な施策内容と目標が提示された(表)。

健やか親子21²⁾

「健やか親子21」は、これまでの母子保健の取り組みを踏まえて、21世紀の母子保健の取り組みの方向性を示した母子保健の2010年までの国民運動計画である。我が国は乳幼児死亡率など母子保健水準が世界一の水準にある一方で、妊娠婦死亡率、小児の事故予防など取り残された課題や、恩賜期の健診問題、児童虐待など新たな課題を抱えている。これら、20世紀に達成した母子保健の水準を低下させない努力、20世紀中に達成されなかつた課題と新たに顕著化し深刻化した課題への対応を、新しい価値尺度や国際的な動向を踏まえた創新的な発想や手法により取り組むべき課題を探求するという基本視点を踏まえて、四つの取り組むべき主要課題を提示した。これららの課題に対して、ヘルスプロモーションを基本理念におき、関係団体の自主的な取り組みと明確な目標の設定により推進していくとしている。

四つの主要課題は、①恩賜期の保健対策の強化と快適教育の推進、②妊娠・出産に関する安全性と快

表 子ども・子育て応援プランの概要(厚生労働省ホームページより)

【4つの重点課題】	【平成 21 年度までの 5 年間に講ずる 施策と目標(例)】	
	○若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用 ○全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施	○若者が意欲を持って就業し経済的に自立 「若年失業者等の増加傾向を転換」 ○各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例 ○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進	○希望する者すべてが安心して育児休業等を取得「育児休業取得率男性 10%、女性 80%」 ○男性も家庭でしっかりと子どもにも向き合う時間が持てる「育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに」 ○働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供 ○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	○多くの告白者が子育てに肯定的な「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」イメージを持つ
子育ての新たな支援え合いと連携	○地域の子育て支援の拠点づくり(市町村の行動言語目録の実現) ○待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童が多い 95 市町村における重点的な整備) ○児童虐待防止ネットワークの設置 ○子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)	○全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる「待機児童が 50 人以上いる市町村をなくす」 ○児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる「児童虐待死の撲滅を目指す」 ○妊娠婦や乳幼児連れの人があたしで外出できる「不安なく外出できる人の割合の増加」

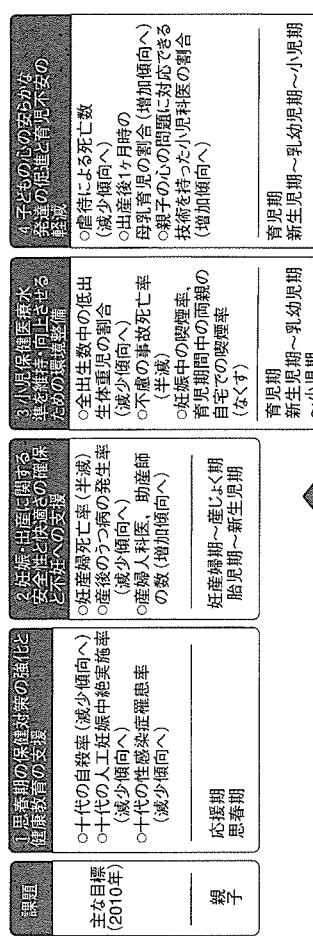


図 21 世紀初頭における母子保健の国民運動計画(2001~2010 年)(「健やか親子 21」ホームページより)

べき課題が提示された(図)。

次世代育成支援対策推進法^①

歯止めのかからない少子化のもう一段の対策として、平成 15(2003)年に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方自治体や企業に対して行動計画の策定を義務づけ、平成 17(2005)年 4 月から 10 年間の集中的な取り組みをすることとなった。行動計画には、①地域における子育て支援および推進、②母性ならびに乳児および幼児の健康の確保および推進、③子どもとの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥子どもの安全の確保、⑦要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進について、具

体的な行動と目標値が設定されている。
本法律の特徴は、300 名以上が就労する企業にも行動計画の策定を義務づけたことである。男性の育児休暇の取得率の増加や、妊娠や小さな子どもを持つ女性の就労時間への配慮など、各企業が独自の行動計画を立てている。これにより、種々の子育て支援策が実効性を持つことが期待される。

文献

- 1) 子ども・子育て応援プラン <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h11224-4.html>
- 2) 健やか親子 21 檢討会報告書、厚生省、2000
- 3) 健やか親子 21 中間評価報告書、厚生労働省、2006
- 4) 次世代育成支援対策推進法 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jiseidai.html>

達さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもたちの心の安らかなる発達の促進と育児不安の軽減となっており、2001 年から 2010 年までの 10 年間の目標として 61 項目の指標が設定された。この中で、特に注目されることとは、思春期の健康問題に対する取り組みの方向性の中で、厚生労働省と文部科学省が連携し、取り組みの方向性に関して、明確なメッセージを示し、地域における保健、医療、福祉、教育等の連携を促進することが必要であると語ったところである。また、子育てにおける父親の

* * *

マタニティマークのデザイン決定

2006(平成18)年2月22日の健やか親子21推進検討会で委員の倣正な智香により、園町財团母子愛育会埼玉県支部の作品が最優秀作品に選ばれ、マタニティマークとして決定した。

マタニティマークは「妊娠にやさしい環境づくり」推進に活用されるマークである。

健やか親子21では「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を4つの課題の1つに挙げており、妊娠婦に対する理解ある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通安全における優先的な席の確保など、国をあげてそれぞれの立場から取り組むこととしている。一方、現在、交通機関では優先席などでおなかの大きさは妊娠マークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠とはわからず、周囲から理解が得られにくい場合があるなど の課題がある。そこで、今回、健やか親子21推進検討会では妊娠婦に対するやさしい環境づくりに広く国民が関心を寄せ、それをさらに推進できるようマタニティマークを設定して、活用することとした。

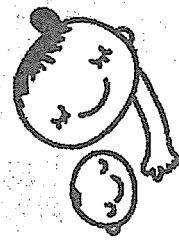
このような趣旨でマタニティマークを募集したことごろ、全国から1661作品の応募があった。選考にあたっては、①妊娠婦への配慮に関する本取り組みの趣旨を表現したものであること、②親しみやすいデザインであること、③覚えやすく、わかりやすいデザインであること、④作品にオリジナリティがあること、⑤バッジなどにも使用できるデザインであることなどを基準として、予備選考などを経て、最終的に最優秀作品(マタニティマーク)1点、優秀作品2点が選考された。

マタニティマークの利用は、①妊娠婦が身につけ、周囲が妊娠婦への配慮を示しやすくなる、②公共交通機関などが妊娠婦に優しい環境づくりを推進していくことを示すために呼びかけ文などとともにこのマークを活用する、などである。

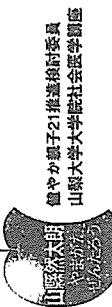
具体的な活用方法としては、マタニティマークのバッヂやペンダントを作成し、母子健診手帳の交付時に配布して、妊娠初期の妊娠婦を利用してもらったり、妊娠婦にやさしい環境づくりキャンペーンスターを作製して、公共交通機関に配布したりするなどがあるだろう。また、学校の保健の授業などで紹介することも重要であろう。さまざまな場面でのユニークな活用のアイデアを出していただきたい。

一方、すでに、独自のマークを作成して普及させている自治体や関係団体においては、今後もその独自のマタニティマークを先進的な取り組みの証として継続して活用されるとよいと思う。

マタニティマークを見ついたら、だれもがやさしい思いやりの気持ちが自然とわいてくるような、そんな妊娠婦にやさしい環境づくりが推進されることを期待する。



マタニティマーク



倣正な智香
山梨大学大学院社会医学専攻
マタニティマーク

標準的な健診・保健指導
の在り方に關する検討会
リスナー

保健指導の評価
成果の観点から「事業ごとに実施する専門委託する専業」の評価は医業人の評価は委託者が行うとする

この新たな健診システムには、「生活习惯病を減らす」という大目標に向けて、疾患の早期発見よりも、保健指導が効果的な実現の

厚生労働省にて「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」の保健指導分科会が3月15日に、健診分科会が3月20日に、相次いで開催された。2008(平成20)年度に予定されている「生活習慣病健診」の全園実施に向け、今年度中に「標準的な健診・保健指導プログラム」を策定し、来年度には団保・健保組合など各保険者で準備に入る予定。

への回答結果分けを指導のレベル分けを示している。なお、すでに医療機関を経由して医療機関に対する効率化も医療費の軽減化予防をする。科会で検討されています。保健指導として「動機づけ支援」の概要、モデルの提供が、昨年9月に出された「今後の生活習慣病対策の推進について」で從来の地域や職場での健康診査・健診診断の課題が示されたことを受け、医療保険者に義務づけることになった健診の中身を定めるもの。新たに健診システムでは、「基本的な健診」と「詳細な健診」の2段階で対象者を絞り込み、必要度に応じて「情報提供」のみ、必要度に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」にレベル分けされた保健指導を実施するが(本誌1月号にて紹介)、この「標準的なプログラム」に、健診・保健指導の内容のほか、データ管理方法や委託基準などが書き込まれることになる。

表1 現状把握のための分析項目例

六〇 舞臺化した個體性論の癡電と王三川・喜保



地域で進める「健やか親子21」 — 中間評価を踏まえて —

山梨大学大学院
医学工学総合研究部社会医学講座 山縣 然太朗

自主的な取り組みと

明確な目標設定で推進する「健やか親子21」

「健やか親子21」はこれまでの母子保健の取り組みを踏まえて、21世紀の母子保健の取り組みの方針性を示した母子保健の2001年から2010年までの国民運動計画である。20世紀に達成した世界一の母子保健の水準を低下させない努力、20世紀中に達成されなかつた課題と新たに顕著化し深刻化した課題への対応を、新しい価値尺度や国際的な動向を踏まえた斬新な発送や手法により取り組むべき課題を探求するという基本観点を踏まえて、4つの取り組むべき主要課題を提示した。これらの課題に対して、ヘルスプロモーションを基本理念におき、関係団体の自主的な取り組みと明確な目標の設定により推進していくものである。

連携強化と情報の収集・利活用

2005年度に「健やか親子21」の中間評価が行われた。61の目標値のうち、直近値の得られた58の指標について評価を行った結果、目標を達成もしくは最終年までに目標を達成する可能性を示唆したもののが41項目(70%)あり、概ね順調な成果であった(表1)。一方で、いくつかの課題が明らかとなり、それらを重点事項とした(表2)。また、食育や小児肥満、う歯に関する新たな指標が追

加された。さらに、思春期の性感染症、避妊関連、小児事故や児童相談所における児童精神科医の設置について目標値の見直しを行っている。

これらの重点項目を達成するためには「関係者の連携の強化」と「母子保健情報の収集と利活用(母子保健情報モニタリングシステムなどの構築)」が重要である。

連携にあたっては単なる情報の交換ではなく協働して事業を行うことが求められる。特に、地域での子育て支援は従来組織である母子保健推進員や母子愛育会などに加えて、子育て支援のNPOとの協働は多様化するニーズに応えるためには不可欠であろう。

母子保健活動の効果を高める

システムの構築

母子保健活動を効果的なものにするためには、根拠に基づく施策のスクラップ&ビルトが求められる。そのためには情報を個人レベルで収集し解析する必要がある。たとえば、低出生体重児と妊娠の喫煙の関係を明らかにするには妊娠時の喫煙状況とその母親から生まれた子どもの体重が連結したデータベースが必要である。また、母子保健活動に必要な情報や「健やか親子21」の目標値を日常的に収集して、解析するシステム(モニタリングシステム)も2010年の最終評価に向けて整備したい。そこで、現在は図1のような母子保健情報モニタリン

グシステムの構築をほぼ終え、地域での実践に入っている。このようなシステムが全国で導入されることにより、市町村、都道府県、国それぞれのレベルで必要に応じたモニタリングと分析が可能となり、それは、母子保健活動の効果を高め、親子への大きな支援となるだろう。

表2 2006年から2010年の重点項目

1. 思春期の自殺と性感染症罹患の防止
2. 産婦人科医師、助産師等の産科医療を担う人材の確保
3. 小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保
4. 子ども虐待防止対策の取組の強化
5. 食育の推進

図1 地域における母子保健情報の利活用のめざすシステム

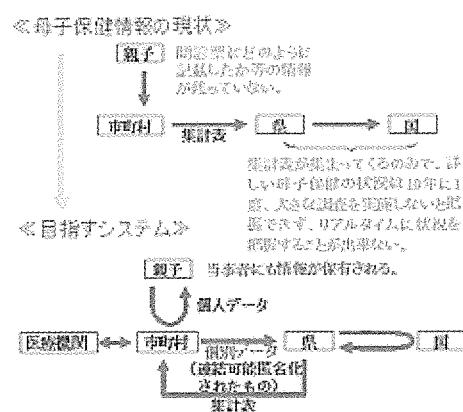


表1 課題ごとの主な中間評価

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	
◆十代の自殺率	15~19歳 6.4 (男8.8 女3.8) → 7.5 (男9.1 女5.7)
◆不健康やせ	高校3年13.4% → 高校3年16.5%
◆喫煙率	高校3年男子 36.9% 女子15.6% → 高校3年男子 21.7% 女子9.7%
課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	
◆産婦人科医師数の不足、助産師の施設間偏在が顕著化した。	
◆妊娠・出産について質の向上が求められている。	
◆妊娠婦死亡率	6.3 (出産10万対) · 78人 → 4.3 (出産10万対) · 49人
◆産婦人科医師数	産婦人科医師数 12,420人 → 12,156人
課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	
◆1歳6ヶ月までに麻疹の予防接種を終了している者の割合	麻疹 70.4% → 85.4%
◆全出生数中の低出生体重児の割合	低出生体重児 8.6% → 9.4%
課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	
◆虐待による死亡数	44人 → 51人
◆法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数	17,725件 → 33,408件

*数値はいずれも2000年から2004年への推移(国説 国民衛生の動向より)

- 参考
1. 健やか親子21公式ホームページ
(http://nihonmed.yanakashi.jp/sukoyaku)
 2. 厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「健やか親子21の推進のための情報システム構築および各種情報の利活用に関する研究」主任研究者 山縣然太朗 (平成16年度~平成18年度)

「り子化の現状と政府の施策 「健やか親子21」からの展開とつながり

山梨大学医学部工学総合研究部
社会医学講座
鈴木孝太
山縣然太朗
Suzuki, Kohata
Yamagishi, Rentaro

はじめに

一生の間に1人の女性が産む子
どもの数を表わす合計出生率
が、5年連続で最低値を更新し、
2005年は1.25となった。これは

国立社会保険・人口問題研究所が
発表している、日本の将来推計人
口の低位推計に近いとされている。
少子化の原因には、結婚、出産、
就労を取り巻く社会の変化があげ
られている。このような状況で、
日本の人口は減少をはじめ、労働

人口の減少、とりわけ若い労働力
の縮小と消費市場の縮小が及ぼす
経済への影響が懸念されている。
また高齢化が進むことで年金、医

療、介護などの社会保障費が増加
して、国民の負担が増大すること
も懸念されている。

こうした状況下で、国は、子育
て支援サービスの充実や住宅環境
の整備、子育てコスト軽減など、
子育てを多面的に支援する計画を
進めしており、とりわけ、保育サー
ビスの重点的整備が図られている。
また地方自治体も、国のプランに
応じて自治体ごとに子育て支援計
画を策定することが求められている。

本稿では、このような子育て支
援をめぐる政府の施策、とくに健
やか親子21」を中心とした政府の

教育の性徴

- ②妊娠・出産に関する安全性と快
適さの確保と不妊への支援
- ③小児保健医療水準を維持・向上
させるための環境整備
- ④子どもの心の安らかな発達の促
進と育児不安の緩減

以上の課題についてそれぞれ、問
題認識、取り組みを安全性と快
適さの確保と不妊への支援
として目標値を設定。さらに、
61の指標について目標値を設
定した。これは、最終的な目的の
指標である保健水準-QOLの指標、
それを達成するための住民自らの
行動の指標、そしてそれを支える
行政・関係団体等の取り組みの指
標から構成されている。
「健やか親子21」は少子化対策
の直接的な施策というよりも、子
育て不安を解消し、子育ての楽し
さが実感できる子育て環境を整備
する施策であるといえる。とくに、
4つの課題がその中心をなして

- ①20世紀中に達成した母子保健
水準を低下させない努力
- ②20世紀中に達成しきれなかつ
た課題を早期に克服
- ③20世紀終盤に顕著化し、21世
紀にさらに深刻化することが予想
される新たな課題に対応
- ④新たな価値尺度や国際的な動向
を踏まえた斬新な希望や手法によ
り取り組むべき課題を探求
であり、WHOヘルスプロモーション
の理念に基づき、関係者、関係
機関・団体が一体となって推進す
る国民運動計画である。

「健やか親子21」では、つきの4
つの課題が設定されている。

- ①思春期の保健対策の強化と健康

表1 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の緩減

1 問題認識	
○母子保健での心の健康は、(1)両親の育児不安・ストレスと子どもの心の関係、(2)児童虐待に代表される親子関係、の2つの大きな問題が存在。	
○乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者（母親）の心の状態と密接に関係があり、乳幼児期の子どもの心の健康のために、母親が育児を楽しめるような育児環境の整備が不可欠。	
○妊娠・出産・育児に対する母親の不安を緩和し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むための取り組みを全般的に総合的に講じることは、21世紀の母子保健上をめざして重要な対策。	

2 取り組みの方向性について	
○妊娠一出产一育児期にかけて、育児に焦点を当てた心の問題の観点からのケアシステムを構築し、一人の人間を最も適切な環境で見守っていくことが必要。	
○母子健診手帳の交付からはじまる地域保健での母子保健の流れと妊産婦健診からはじまる地域医療の流れの融合と、出産前のケアと出産後のケアの連携性の担保が不可欠。	
○地域保健・地域医療での対応が児童保健の予防と早期発見および再発予防に大きな役割を果たしたこと、撲滅・介入が可能などということの評議と位置づけをもつことが重要。	
3 具体的な取組について	
(1) 子どもの心と育児不安対策	
○地域保健は、これまでの医療・早期発見・早期対応と保健指導を育児支援の觀点から見直す。市町村の乳幼児の集団健診を、疾患や障害の発見だけでなく、親子関係、親子の心の状態の観察ができる場、ならびに、育児の交流を通じて話を聞いてもらえる安心の場として活用する。	
○保健所は、地域医療と連携し、ハリスク集団に対する周産期から通院後のケアシステムの構築を行うとともに、福井分野との連携と自主的な民間の育児グループの育成を図る。	
○産科は、出産の安全性や快適さにかかわる事項に加え、妊娠婦の育児への意識・不安のチェックとそれに基づく地域保健関係機関や小児科への紹介、親子関係や母親の心の様子、子どもたちの心の問題に対応できる体制の整備などを実施する。	
○小児科は、診察時の家庭の家族構成や親子のコミュニケーション能力による努力を評価するなど、子どもたちの心の問題に対応できる体制を推進する。	
(2) 児童虐待対策	
○保健所・市町村保健センターなどではこれまで明確でなかった児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開する。	
○医療機関と地域保健が協力し姦淫等児の発見、救出した後の保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップの取り組みを進めめる。	
○これらの活動に当たっては、児童相談所、情緒障害児短期治療施設などの福祉関係機関、警察、民間団体等との連携を図る。	

いうことで、	当初には、小児の栄養や歯科保健分野は、「健やか日本21」における生
41 (70.7%) の指標によくなつて いると評価され、13 (22.4%) で 悪くなっているまたは変わらない、 4 (6.9%) の指標でかけ離れてい ると評価された。中間評価を課題 ごとにまとめると表2のようにな る。	活習慣病の予防にかかる部分で 対応することとされたが、「肥満」 については、いまなお増加傾向に あり、改善の兆しはみられない、 肥満予防の実現に向けては、より 早期からの対策が必要であり、子 どもの時期から適切な食生活や運 動習慣を身につける必要があると の3つの指標が加わった。また、 小児の事故予防に関する指標など については見直しをすることとな った。
2005年度に実施された中間評 価では、まず、指標における目標 値に対する近似の分析・評価を 行い、つぎに、指標の評価と今後 の対策の方向性を示した。そして、 今後の取り組みにともない、新た な指標を設定した。	①児童・生徒における肥満の割 合
評価の結果を図1に示す。61の 指標のうち、直近の得られた58	②食育の取り組みを推進している 地方公団団体の割合
③う歯のない3歳児の割合	④う歯のない3歳児の割合

表3 次世代育成支援対策推進法の基本事項

基本理念	概数	課題1	課題2	課題3	課題4
よくなっている指標	41(70.7%)	7	9	14	11
悪くなっているまたは変わらない指標	13(22.4%)	4	1	6	2
かけ離れている指標	4(6.9%)	0	1	1	2

図関係者の選択
○市町村および都道府県内の関係部局との連携
○市町村および都道府県ならびに市町村間の連携
○国、地方公共団体等と一般事業主との連携
図次世代育成協議会の活用

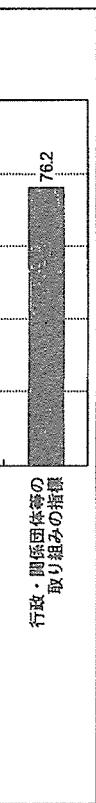


図2 「健やか親子21」の中間評価

- 課題1のまとめ
・十代の自殺率と性感染症罹患率は改善が認められなかった。
・十代の人工妊娠中絶実施率は減少傾向にあるもののその要因は明らかではなく、地域格差もあるため、今後さらなる分析が必要である。
- 課題2のまとめ
・産人科医師数の不足、助産師の施設間隔は早急に解決すべき課題であり、産科診療を担う入材の確保と適正配置の実現が必要である。
- ・妊娠・出産についての満足、不妊への支援、妊娠婦を取り巻く環境つくりなど、質の向上が求められている。
- 課題3のまとめ
・小児の不慮の事故死率は改善傾向にあるものの、なお死因の第1位であり、今後も取り組みを推進していく必要がある。
・その際、より現実を反映できるようなモニタリング方法に見直すべきである。
- ・低出生体重児は増加傾向にあり、喫煙や食生活など改善可能な要因については対策を強化する必要がある。
- 課題4のまとめ
・虐待による死亡数や児童相談所に報告があった虐待を受けた子どもたちの数は増加を続けており、子ども虐待防止対策の強化が必要である。
- ・児童精神科医や小児科医で親子の心の問題に対応できる医師の数は少ないとため、その養成などについて直点的に取り組む必要がある。

- どの調査結果を使用したが、あらためて調査しなければならないデータも多かった。指標は母子保健活動の方向性を示すものであるため、必要なデータを収集し、分析するシステムの構築は重要な課題である。地域を代表するデータや全国的なデータを収集する体制が整っていないければ、適切な事業の企画立案ははもちろん、算業評価ができるしからである。2010年(平成22年)の最終評価に向けては、こうした情報を継続的に得られるようになります。そのためには多様な視点で、以下に示す7つの点から構成されています。(1) 地域における子育て支援
(2) 母性ならびに乳児および児童の健康の確保及び推進——「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとする
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保
(4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
(6) 子どもの安全の確保
(7) 妊娠児童への対応などきめ
- 課題1のまとめ
・政府によるもう一段の少子化対策としての「次世代育成支援対策推進法」が2009年7月に成立・施行された。その背景として、1999年の少子化対策推進基本方針、新エンゼルプラン、仕事と子育て両立支援対策方針、待機児童ゼロ作戦、2012年の少子化対策プラスワンなどがあり、既婚・未婚化に加えて「夫婦の出生力そのものの低下」に対する、もう一段の対策を推進する必要性があげられている。その中心は多様な視点で、以下に示す7つの点から構成されています。(1) 地域における子育て支援
(2) 母性ならびに乳児および児童の健康の確保及び推進——「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとする
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保
(4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
(6) 子どもの安全の確保
(7) 妊娠児童への対応などきめ

細かが取り組みの推進

また、これらは表3に示す基本事項に基づいている。その目指すものは、保護者が子育ての第一義的責任者である自覚をもち、子育ての意義についての理解を深めることで、子育てにともなう喜びが実感できる、ということである。これら7つの柱は、「健やか親子21」における4つの課題とリンクしており、「健やか親子21」が、もう一つの柱となっていることがわかる。

子ども・子育て応援プラン

2004年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の掲げている4つの重点課題に沿って、2008年度までの5年間に亘する具体的な施策内容と目標を提示しているのが、「子ども・子育て応援プラン」である。これは「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかがわかるよう、おおむね10年後を展望した「目指すべき社

会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施するものである。

少子化社会対策大綱の4つの重点課題は、
①若者の自立とたくましい子どもの育ち
②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
④子育ての新たな支え合いと連帯

となっている。
②についてその施策と目標、目指すべき社会の姿として提示されている例を示す。施策と目標の列として、企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及や、個人の生活などに配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取り組みの推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進などが示されている。さらにそれら施策に基づく目指すべき社会の例として、希望する者すべてが安心して育児休業などを取得できる、男性も家庭でしっかりと子どもに向か

合う時間がもてる、などが示されている。
就労に關しては、次世代育成支援対策法でも、國、地方公共団体等と一般事業主の連携がうつたわれおり、本プランとの関連がうかがえるところである。

おりに

少子化対策の施策として、「健やか親子21」を中心、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て応援プラン」と、少子化対策も踏まえた子育て支援に關する施策を概説した。これらの少子化対策の基本は子育て環境を整備して、子育ての喜びを実感できるような社会を構築することで、産みたい人が増えることを期待するものである。一方で、出産費用の補助に代表される経済的支援は出産数増加には一定の効果があることが、海外の例からも明らかであるが、育児に視点をおいた少子化対策が基本になければならないことをあらためて確認したい。

* * *

については、電話にて問い合わせ情報を補完した。

研究統計情報の収集・利活用状況に関する研究

目的 現在わが国において、市町村から都道府県、國へと伝達されている母子保健統計情報は、人口動態調査、地域保健・老人保健事業報告のみである。しかしながら今後、「慈やか親子21」で提示している母子保健の取り組みなどについて目標値の設定・評価などを実行する際には、それ以外の母子保健統計情報が必要である。そこで本研究では、都道府県における母子保健統計・情報の集計実態について調査し、その現状を把握することを目的とした。

方法 都道府県の母子保健担当者の連絡先（E-mail アドレス）を、都道府県ホームページなどから検索した。E-mail を用いて、担当者に母子保健統計情報の収集・利活用状況に関する調査票を送付し、回答を E-mail または FAX で回収した。具体的な調査内容は、市町村における母子保健統計情報の内容、乳幼児健診

の形態(集団・個別)、情報公開の有無などである。

結果 回答は全都道府県から得られ、45都道府県(95.7%)において市町村で集計したデータをまとめた。しかし、情報内容については、乳幼児健診の受診率(100%)およびその内容・結果(77.8%)をほとんどどの都道府県で算計している一方、妊娠の検査(6.7%)や小児の事故(15.6%)についてあまり集計されていなかった。このように集計している情報の内容は都道府県によりかなりばらつきがあり、また政令市については政令市以外の市町村と一括して集計しない道府県が大半であった。

結論 国としてまとめている人口動態調査、地域保健・老人保健事業報告以外の母子保健統計情報としての改定を実施するにあたっては、その内容にはばらつきがあるが、その改定には必ずしも集計していない人口動態調査、地域保健・老人保健事業報告以外の母子保健統計情報

市町村は「市町村母子保育計画」に沿って、その地域にあわせた計画的保育事業を実施している。一方、都道府県が市町村に移管された。市町村は「市町村母子保育計画」に沿って、その地域にあわせた計画的保育事業を実施している。

保健法の公布などにより、平成9年から、それまで都道府県（保健所）が主体となり行っていた3歳児健診など、母子保健の基本的服务は市町村の連絡調整・指導・助言を行うとともに、専門的なサービスを提供している。また、都道府県は平成9年度から市町村におまかせする形で運営を行っている。

* 1 山梨大学医学工学総合研究所社会医学講師助手 * 2 同教授 * 3 同大学院博士後期課程修了研究員

については、電話にて問い合わせ情報を補完した。

なお、担当者の連絡先(E-mailアドレス)は、都道府県ホームページ、「懇やか親子21ホームページ」内の「取り組みのデータベース」を用いて検索！な

調査項目は以下のとおりである。

1. 市町村における母子保健統計情報を都道府県が把握・集計するシステムの有無
 2. システムがある場合について、情報収集している内容、収集・集計頻度、活用状況
 3. 乳幼児健診の形態について（集団検診・個別健診（医療機関委託））
 4. 母子保健統計情報の公開について
 5. 政令市を含む12道府県における、政令市の情報についての取り扱いについて

四 仲 焉

全47都道府県から回答を得ることができた。
-mailによる回答は15通、FAXによる回答
は39通であった。

十一
十二

府県が把握・集計するシステムの有無
45都道府県（95.7%）において市町村で集計したデータをまとめた。個別データをまとめている都道府県は存在しなかった。

2) システムがある場合に、情報収集してい

回答のあつた45都道府県に表1の項目について情報収集しているかを尋ねてみると、妊娠の内容、収集・集計頻度、活用状況

項目名	結果所見数 割合(%)
妊娠の届出数	33
妊娠検査受診者・率	39
妊娠検診の内容・結果	27
妊娠初期受診者・率	45
乳幼児健診受診者・率	35
乳幼児健診の結果(身体)	77.8
各健診検査の実施状況	28
妊娠検査の実施率など	62.7
妊娠の既往歴について	3
母乳の営養率等について	6.7
育児不安について	—
小児の事故について	4
虐待について	8.9
その他	7
合計	9

項目名	結果所見数 割合(%)
妊娠の届出数	33
妊娠検査受診者・率	39
妊娠検診の内容・結果	27
妊娠初期受診者・率	45
乳幼児健診受診者・率	35
乳幼児健診の結果(身体)	77.8
各健診検査の実施状況	28
妊娠検査の実施率など	62.7
妊娠の既往歴について	3
母乳の営養率等について	6.7
育児不安について	—
小児の事故について	4
虐待について	8.9
その他	7
合計	9

これら都道府県が収集している情報をより精緻化するためには、各市町村に対する指導や研修会を行っている都道府県はほとんどなかった。その他として記載された内容は、指標の達成状況の確認、母子保健システム検討の資料などであった（表2）。

（3）乳幼児健診の形態について（集団健診・個別健診（医療機関委託））
市町村における乳幼児健診の形態についてすくべて把握しているのは35都道府県（74.5%）、一部把握しているのは11都道府県（23.4%）、把握できていないのは1都道府県（2.1%）であつた。

また、すべて把握している都道府県のうち集団健診を行っている割合を記載した都道府県（乳児健診：31都道府県、1歳6カ月児健診：34都道府県、3歳児健診：34都道府県）について、それぞれの健診について集団健診の占める割合を検討した。

乳児健診を集団健診で行っているのは8都道府県（25.8%）であった。
3歳児健診については、集団健診を行っている割合は平均97.0%、100%集団健診を行っている割合は平均98.9%、100%集団健診で行っているのは23都道府県（67.6%）であった。

3歳児健診については、集団健診を行っている割合は平均98.9%、100%集団健診で行っているのは20都道府県（76.5%）であった。

（4）母子保健統計情報の公開について
「冊子のみ発行している」が26都道府県（55.3%）と最も多く、次いで「発行やホームページでの公開もしていない」が19都道府県（40.4%）、「冊子を発行しホームページでも公

表2 都道府県が収集・集計した母子保健統計情報の活用について

活用内容	都道府県数	割合(%)
集計・分析結果を市町村に報告している	37	82.2
市町村に対して指導している	8	17.8
個別指導（妊娠、産婦、乳児、幼児、その他）、電話相談	4	8.9
④集団指導	17	37.8
母子保健監査委員会などの会議における検討資料としている その他の資料	14	31.1

開している」「ホームページのみで公開している」はそれぞれ1都道府県（2.1%）であった。
(5) 政令市の情報収集について
政令市以外の市町村と同様に、都道府県内で一括して情報収集しているのは2都道府県（16.7%）、政令市については情報収集していないのは10都道府県（83.3%）であった。

Ⅳ 考 察

わが国において、市町村から都道府県を経て集計されている母子保健統計情報としては、人口動態調査、地域保健・老人保健事業報告がある。

人口動態調査では出生票から：①出生の年月日、②出生場所、③体重、④父母の氏名および出生場所等の出生届および出生証明書に基づく年月日等の出生届から：①死亡者の氏名、②住所、③死亡の原因等の死亡届および死産票から：①死産の年月日、②死産の原因、③父母の氏名および死産届等の死産届に基づく事項の年齢等の死産届および死産証書に基づく事項の年齢等の死産届が収集されている。

一方、地域保健・老人保健事業報告では、地域保健事業として行われている以下の項目についてデータが収集されている。
①妊娠の届出
妊娠の届出をした者の数
②健診検査

一般健診検査（妊娠、産婦、乳児、幼児（1.6歳、3歳、その他））
（4）母子保健統計情報の公開について
「冊子のみ発行している」が26都道府県（55.3%）と最も多く、次いで「発行やホームページでの公開もしていない」が19都道府県（40.4%）、「冊子を発行しホームページでも公

（1.6歳、3歳、その他））
妊娠B型肝炎検査

③保健指導
個別指導（妊娠、産婦、乳児、幼児、その他），電話相談

思春期・未婚女性学級、婚前・新婚学級、両（母）親学級、育児学級、その他
しかしながらわが国においては、妊娠中の喫煙やアルコール摂取、分娩様式、母乳育児など
の情報は、全国集計される統計情報としてまとめられない。アメリカやカナダなどでは、
各州からのデータを全国データとして統合・解析しており、これらデータを用いて、実證と低出生体重児に限る報告¹¹や、妊娠中の喫煙率の推移の報告¹²、分娩様式による再入院リスクの検討¹³などが行われている。また、アメリカでは人口動態統計の報告中に妊娠中の喫煙率も含まれている。今後わが国でも、母子保健活動に必要な情報のモニタリングと活用のシステム構築が必要である。

今回の調査では、都道府県で独自に機々な母子保健統計情報を収集していることが明らかになった。しかしながら、その内容、収集頻度などは都道府県によつて異なり、また人口動態調査、地域保健・老人保健事業報告以外の調査を行っていない都道府県もあった。今後日本における母子保健の現状を把握し、機々な対策を計画し評価していく際には、指標の信頼性、妥当性は重要であり、データの収集・累計を全国共通の形で行うことが必要だと思われる。

また、乳幼児健診の形態についても、1歳6カ月児健診、3歳児健診（乳児健診：31都道府県、1歳6カ月児健診：34都道府県）について、それぞれの健診について集団健診の占める割合を検討した。

乳児健診を集団健診で行っているのは8都道府県（25.8%）であった。
1歳6カ月児健診については、集団健診を行っている割合は平均97.0%、100%集団健診を行っている割合は平均98.9%、100%集団健診で行っているのは8都道府県（67.6%）であった。

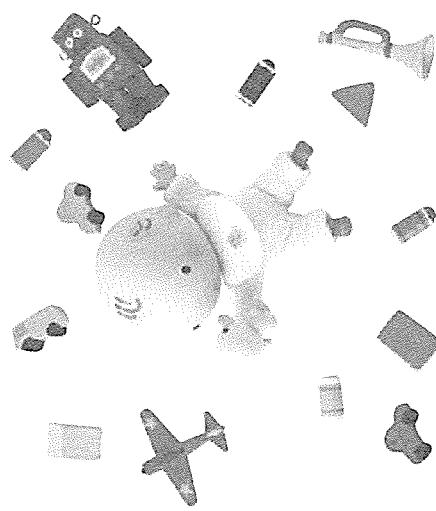
3歳児健診については、集団健診を行っている割合は平均98.9%、100%集団健診で行っている割合は平均98.9%、100%集団健診で行っているのは20都道府県（76.5%）であった。

（4）母子保健統計情報の公開について
「冊子のみ発行している」が26都道府県（55.3%）と最も多く、次いで「発行やホームページでの公開もしていない」が19都道府県（40.4%）、「冊子を発行しホームページでも公

（文 献
1) Ventura SJ, Hamilton BE, Mathews TJ, et al. Trends and variations in smoking during pregnancy and low birth weight: evidence from the birth certificate, 1990-2000. Pediatrics. 2003 May;111(5Part 2):1176-80.
2) Martin JA, Hamilton BE, Sutton PD, et al. Births: final data for 2002. Natl Vital Stat Rep. 2003 Dec 17;52(10):1-113.
3) Liu S, Heaman M, Joseph KS, et al. Risk of maternal postpartum readmission associated with mode of delivery. Obstet Gynecol. 2005 Apr;105(4):836-42.
4) Hoyert DL, Mathews TJ, Menacker F, et al. Annual summary of vital statistics: 2004. Pediatrics. 2006 Jan;117(1):168-83.

「健やか親子21」公式ホームページ
「取り組みの示一覧」優秀事業

セレクト100



目 次

I. セレクト100について

II. 事業課題別の取り組み	
「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」	1
「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」	35
「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」	71
「子どもたちの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減」	83
「健康日本21に含まれる母子保健に関するテーマ」	163
III. 「健やか親子21」公式ホームページ 取り組みのテーマベースの使い方	
IV. 評価メンバー	
索引	※事業課題が複数ある場合は、貞末の索引をご利用下さい。

2005年 3月

平成16年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
「健やか親子21の推進のための
情報システム構築および各種情報の利活用に関する研究」
研究班

<http://rhino.yamanashi-med.ac.jp/sukoyaka/>


主任研究者 山縣 然太朗



「健やか親子 21」ホームページの「取り組みのデータベース」登録事業の「セレクト 100」について

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究）
「健やか親子 21 の推進のための情報システム構築
および各種情報の利活用に関する研究」
主任研究者 山縣然太朗

はじめに

この度、「健やか親子 21」公式ホームページに搭載しています「取り組みのデータベース」を、今後さらに多くの皆様にご活用いただくために、ご登録いただいた約 3200 件の母子保健事業の中から、事業計画の立案、及び、実施、評価のお手本になる優れた事業を、本研究班の分担研究者を中心母子保健の専門家によって選抜して「セレクト 100」としてまとめるようになりました。

健やか親子 21

健やか親子 21 は 21 世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画です。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会における健康な生活の実現を目指す「健康日本 21」の一翼を担うものとして、2001 年から 2010 年（2005 年に評価と見直し）に取り組むこととなりました。このなかでは、4 つの課題、すなわち、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠・出産に関する安全性和快適さの確保と育伝への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減をして取り上げ、現状認識、取り組むべき方向性、具体的な取り組み、目標値を提示して、課題の克服に努めることとなりました。市町村ではこれを踏まえた「母子保健計画」を策定し、事業を開拓してきました。一方、本年 4 月からは次世代育成支援対策推進法による「行動計画」が市町村で策定され、その中で、これらの取り組みを実施することになります。

取り組みのデータベース

現在、市町村を中心に、健やか親子 21 の様々な取り組みがなされています。子ども

たちの健やかな成長と子育て支援のために私たちは厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究）の「地域における新しいヘルスケア・コンサルティングシステムの構築に関する研究」（平成 13 年から平成 15 年）において、健やか親子 21 の公式ホームページページを構築し、運営してきました。構築にあたり、地域での取り組みが活性化されるような情報の提供はできないかと検討しました結果、新規事業のアイデアの検索や、既存事業の再構築、事業評価などに活用できる市町村母子保健事業のデータベース構築をおこなうことになりました。ホームページのコンテンツ（項目）について、母子保健関係者を対象に調査した結果、このようなデータベースが必要であると考えている人が多いこともわかりました。そこで構築したもののが「取り組みのデータベース」です。現在、当「健やか親子 21 の推進のための情報システム構築および各種情報の利活用に関する研究」班（平成 16 年から 3 年を予定）で継続して構築運営しています。

取り組みのデータベースは、市町村をはじめとする健やか親子 21 の関連団体が、インターネット上で、情報を入力していました。それをデータベース化したものです。団体ごとの ID 番号が発行されますので、その後変更等もインターネット上で可能です。現在、約 3200 の事業が登録されています。

データベースの利用は通常のデータベースのようにキーワード検索に加え、課題別、出生数別、保健師の类别、対象者別など 18 項目の検索項目を用意して、詳細な検索を可能にしています。これにより、事業の目的や地域の規模、実情にあつた取り組みを検索することができます。また、検索した事業を並びかえたり、必要な事業をテキストファイル形式や CSV ファイル形式で保存したりできます。

セレクト 100 の目的

「取り組みのデータベース」をより一層ご利用いたくために、研究班として、2 つ新しい試みをすることとしました。一つは、母子保健活動に特に参考になる事業を選抜して提示すること、もう一つは具体的な活用方法を提示することです。「セレクト 100」は前者の目的を達成するために、評価まで含めた充実した事業、先駆的な事業、新奇性のあるエニークな事業を選抜しました。母子保健の専門家が選抜した事業は現在の自分たちでおこなっている事業との比較により、評価や事業の見直しの助けになると想います。一方、活用方法については、これまで研究班で実施してきました研修会の内容をまとめた作業をしています。

セレクト 100 選抜の過程

第 1 段階として、全 3,248 件の事業から、乳幼児健診などの通常の事業、健やか親子 21 の包括的な計画などをふるいにかけ、これにより、1,469 件の事業が残りました。

第 2 段階として、情報量が足りないために事業の内容がわかり難いもの 495 件をはぎました。

第 3 段階は、残り 974 件について、先駆性、ユニーク性、充実性を考慮し、206 件の事業を選抜しました。

第 4 段階として、最終的に 99 件の事業を選抜しました。
各課題別の件数は次のとおりです。

- | | |
|------------------------------|------|
| 「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」 | 17 件 |
| 「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」 | 18 件 |
| 「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」 | 6 件 |
| 「子どもの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減」 | 40 件 |
| 「健糖日本 21 に含まれる母子保健に関するテーマ」 | 18 件 |

それぞれの事業は課題が重複するものがありますが、課題別に掲載するために、それを特に関連の強い課題の中にまとめました。

ものが多くあります。しかし、現場のニーズから何か事業をしなければなりません。そこで、是非、事業評価を十分におこなって、エビデンスを創出しましょう。そのためには、企画立案の段階から、評価を十分にできる仕組みを作つておくことです。また、事業効果の検討は対照があることが望ましいのですが、現場では難しいことです。しかし、時間差で事業をおこなったり、近隣自治体との連携で対照を設定したりすることも可能です。専門家の協力を得ながら、地域活動から科学的根拠をつくりましょう。

③事業の評価をしましょう

事業評価の方法は多くの市町村で悩みの種のようです。評価は次のような点に留意するといいでしょう。

- 1)なぜ、評価するのかを理解する
- 2)事業計画に評価方法を含めて、評価票を事前に作成する
- 3)企画の評価、実施過程（プロセス）評価、効果（目標値）評価をおこなう

参考 評価のポイント

- 企画の評価のポイント
 - 1.目的は明確か、
 - 2.優先順位の上位の事業
 - 3.対象者の選定
 - 4.実施可能性
 - 5.他の事業との関連
 - 6.適切な評価方法
 - 7.その他（住民参加、関連機関との連携、流行、先駆性（目新しさ）、キャッチフレーズ）
- 実施過程評価のポイント
 - 1.企画立案はどのように行われたか
 - 2.住民参画は
 - 3.計画通りに実施されたか、
 - 4.実施時期、費用、内容
 - 5.トラブルはなかったか、
 - 6.実施状況はどうだったか
 - 7.利用状況
 - 8.利用者の反応
 - 9.スタッフの反応
 - 10.評価は行われたか、
 - 11.評価の方法は正しいか、

総評

今回のセレクト 100 の選抜作業をおこなうことにより、地域の母子保健担当の皆さんのが展開されているそれぞれの事業から多くのことを学ぶことができました。また、現場での共通の課題も見えてきました。次のようにまとめることができます。

①市町村が元気にして事業を展開している

多くの市町村が健やか親子 21 の課題を様々な角度から工夫を凝らして事業展開をしていました。保健師が 1 人か 2 人のみで、母子保健から老人保健までおこなわなければならぬ町村でも、小規模のメリットを生かしたきめ細かい事業を展開されています。また、大規模市では専門家による充実した事業展開をおこなっているところも多く見受けられました。キャッチフレーズなどから担当者も楽しみながら事業を実施していることが伺えました。

②科学的根拠（エビデンス）をつくりましょう

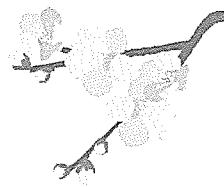
科学的根拠に基づいた事業を実施する必要がありますが、母子保健活動の全てにエビデンスがあるわけではありません。特に新しい課題に対する事業にはエビデンスがない、

■効果評価のポイント

- 1.要因の改善は果たせたか?
- 2.前提要因：住民の意識、知識
- 3.実現要因：住民の技術、実施できる環境
- 4.強化要因：継続のためのサポート
- 5.住民の行動、環境は改善したか？
- 6.住民の行動指標
- 7.環境指標
- 8.健康指標は改善したか？
- 9.疫学的指標
- 10.住民の満足度

おりに

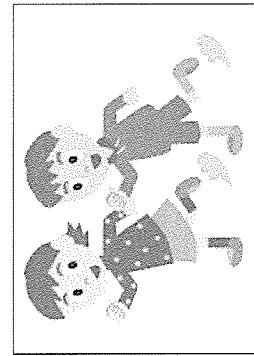
母子保健事業は、従来の子どもたちの身体の発育・発達に関する支援だけでなく、新たな虐待などの対策が急務となっています。これらの課題を解決するためには、健やか親子21と次世代育成支援対策推進法の行動計画について、これまで以上に保健と福祉が融合した形で実施していく必要があります。そのためには当事者である親子を中心にして事業を企画し、府内の垣根をとりはらうことはもちろん、住民主体で事業を展開していくことは不可欠です。母子愛育会などの地域活動に加え、子育て支援のNPOなどの地域のキーパーソンと上手に連携しながら、健やかな子どもが育つまちづくり基盤に、全ての親子のために、元気に母子保健活動を展開していきましょう。健やか親子21のホームページと取り組みのデータベースがその一助になれば、幸甚です。



従事者内訳	保健師 栄養士 医師 歯科医師 教員 看護教諭 その他(大学助教授 大学生)
補助金・助成金	国 市町村
事業の評価	生活習慣に関するアンケートを実施し、朝食の摂取や睡眠・勉強時間などを比較検討。血压測定の結果・体脂肪の結果を検討。血液検査(希望者の結果評価)。各事業のあとで自己式アンケートをとり感想や意見を収集し事業評価をしている。学校教職員にも同様にアンケートを実施したいがなかなか進んでいない現状がある。

事業課題	■思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 ■健康日本21に含まれる母子保健に明てるテーマ (栄養・食生活の改善・身体活動・運動の推進・歯の健康の推進)
事業の背景	中学生のDMF値が全国平均と比べ多い。肥満度20%以上の子どもたちのクラス人数に占める割合が10%を越える。平成5年～9年の脳血管疾患標準化死亡比が全国値を100として男148・女171となり高い。住民健診の受診率は高く50%を越える。しかし、要指導・要医療者が87%と高い。生活習慣病による死亡が全死亡に占める割合が高い(60%)
提案者	母子保健担当者 その他看護教諭 地元医師
・目標	まちの将来を担う子どもたちの心身の健全な育成をめざす。目標①中学生が規則正しい生活の意味について正しく理解する。②中学生が自分のからだや健康について関心をもち予防行動が取れる。③中学生の健康状況をきっかけにして家族が健康に関心を持つ。

事業内容	■住民が健康のために、より積極的な行動を継続できるように支援する
実施期間	平成15年4月～平成16年3月 1年計画



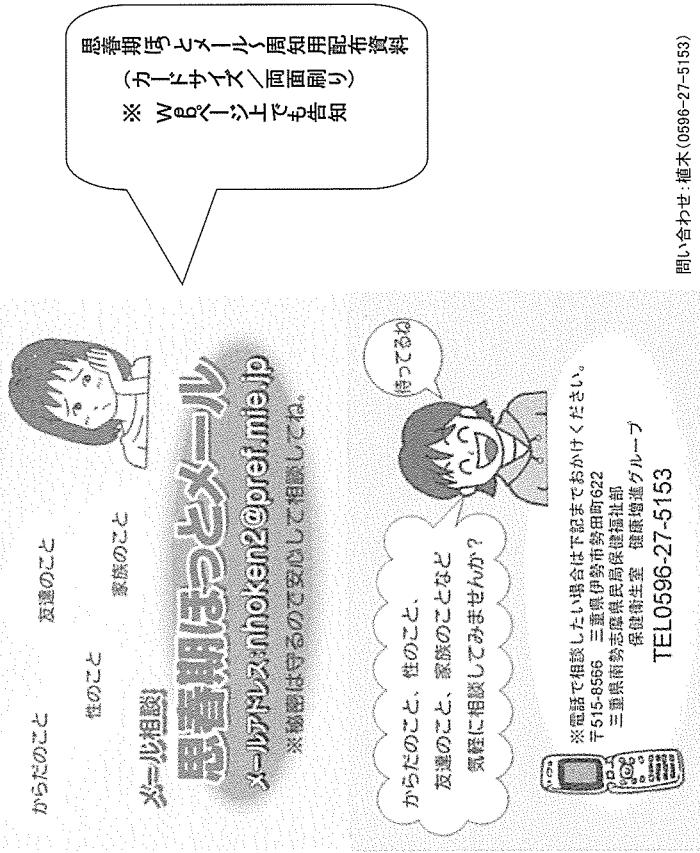
事業内容	数値目標なし
対象	学童 思春期 家族
実施期間	平成15年4月～平成16年3月 1年計画
実施内容	学校・医療・保健・地域がいつも子どもたちの健康をKey Wordに子どもは健康情報ネットワーク推進委員会を設置した。このネットワークを中心には中学生の健康づくり事業を展開している。特徴①全体健康教育の日を設けている。この日は、家庭クラブが中心になり骨粗しょう症予防ヒカルシウム摂取についてクイズと発表をおこなつた。②家庭科の授業を利用してゲストティチャーや管理栄養士・バランス料理のシェフによる講義と実習③有森裕子さんの講演会とふれあいジョギング

協力機関	保健センター・保健所 児童相談所 保育園 幼稚園 学校 教育委員会 大学・研究機関 診療所 その他(地域活動栄養士会)
住民参画状況	計画から参加

今後の課題	メールという手法は子供のニーズにあつたものだが、顔も見えない、声も聞こえない相談には限界がある。そこで関係機関と調整を図り十分なフォロー体制をとる必要がある。
取り組みの事業に関するホームページ	
キーワード	思春期メール相談 ■思春期における性教育の推進

＊＊＊・コメント・＊＊＊

思春期相談には工夫が必要である。本質と流行の両者に対応するシステムが運用されている。この三重県の県民局は、インターネットメールアドレスにて相談を受け付けている現代的な取り組みをおこなっている。携帯メールを利用して相談アドレスにアクセスする子どもも多いだろう。顔も見えない、声も聞こえないという、デジタルな領域には、どのような特徴をもつ相談が寄せられるのか、それについて知見をつかうことができるだろう。(KM)



問い合わせ:植木(0596-27-5153)

事業課題	■思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
事業の背景	友人や親子関係が希薄になっている今、性を始めとする子ども達の悩みに答えるため従来電話相談を行ってきた。しかし平日昼間のみの開設では、タイミングな対応ができないため、現代の子供のコミュニケーションツールであるメールを利用することにした。
提案者	その他(思春期保健担当者)
事業のねらい	性やこころの悩みに対し、正しい情報を提供するとともに、子どもたちが十分な理解をして健全な思春期を過ごせる
・目標	■住民が健康に関する知識、技術を身につけ、動機を高める
数値目標	数値目標なし
対象	思春期
実施期間	平成14年1月～平成18年3月 4年計画
実施内容	相談専用のインターネットメールアドレスにて相談を受け付ける。返信は担当保健師が行うが、必要に応じ児童相談所や部長などの判断をもつて回答する。返信の時間は、授業への支障がないよう4時以下に行う。 ■相談機能の強化 ■個別支援や集団支援のツール開発 ■情報システムの構築
事業内容	協力機関 親童相談所 住民参画状況 実地主体側として 従事者内訳 保健師 その他 補助金・助成金 なし
事業の評価	1メール相談件数及び相談内容、相談回数別相談件数 2エイズ健康教育終了後のアンケートヒの照合 ■今後も継続する

赤ちゃんふれあい体験を終えて…



■ 鹿林中学校3年生 感想

- ・今日、実際に会つてみてすごくいい経験になりました。赤ちゃんは体が柔らかくて、やさしく抱かないといけないであります。
- ・最初は自分の担当の子供がきてもなかなか声をかけにくくて、泣かれてしまって大変でしたが、少しづつ声をかけたり、おもちゃで遊んだりしたら泣かれないようになりました。今日の体験はとてもためになりました。
- ・初めてお母さんから離れず、抱っこしてもらおひきり泣かれ、どうしていいか分かりませんでした。
- ・疲れたけど赤ちゃんはかわいくかったです。

■ 人口 8,780人(出生数70人)
■ 母子保健担当者:事務

■ 事業課題 ■ 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保への支援
■ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
■ 健康日本21に含まれる母子保健に関するテーマ
(栄養・食生活の改善、身体活動・運動の推進、前の健康の推進)

■ 思春期の保健対策の強化と健康新教育の推進

■ 健康日本21に含まれる母子保健に関するテーマ
(栄養・食生活の改善、身体活動・運動の推進、前の健康の推進)

■ 地域保健と学校保健が連携し、授業の一環として乳幼児とふれあう機会をつくる。

■ 母子保健担当者 その他(学校関係者、教育委員会)

1 出生率の低下により、子ども達が日常生活の中で乳幼児と接する機会が少なくなっています。

2 地域保健と学校保健が連携し、授業の一環として乳幼児とふれあう機会をつくる。

■ 赤ちゃんのかわいさや肌のぬくもりから命の大切さを学ぶ。／2 思いやりのところを育む／3 父性・母性を育てる／4 子育ての苦労とを知る／5 親への感謝の気持ち、大切さを知る／6 乳幼児の成長発達過程を理解する

■ 住民が健康のため行動できる機会や環境を提供する

■ 住民が健康のため行動できる機会や環境を提供する

■ 数直目標なし

■ 乳児 幼児 忠善期 父親 母親 妊産婦

■ 一年前に、接した乳児に翌年再開する形式をとり、乳幼児の成長発達過程の理解を学ぶ。

■ ①着替えの手伝い／②身体計測(見学)／③遊び／④離乳食試食／⑤母親から育児について聞く

■ その他の(記入なし)

■ 協力機関 ■ 保健センター・保健所 学校 教育委員会 その他

■ 住民参画状況 なし その他(乳幼児健診の対象者)

■ 従事者 内訳 保健師 医師 教員 妊産教諭 その他

■ 补助金・助成金 市町村

■ 事業の評価 ■ 中学校で実施したことにより、中、高と系統づけをすることができた。／・事前学習の時間をもうけたことにより、保健に関する指導をすることができた。このことにより、生徒との面識ができる、当日は緊張することなく、進めることができた。／・性教育と、体験学習がそれぞれ単発で実施されたため、関連性が薄い。

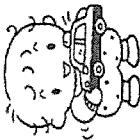
■ 今後の課題 ■ 高校生では時期が遅い。対象を小学校高学年、中学校としたほうがよいのではないか。

■ 取り組みの事業に関するホームページ

■ キーワード 保健検診 中学生 ふれあい体験 における性教育の推進

■ * * * コメント * * *

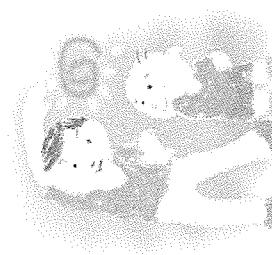
これも赤ちゃんふれあい体験事業の1つである。とてもユニークな内容が含まれている。中学生を対象にしているのだが、2年続けて実施するという努力と、さらには、1年前に接した乳児に翌年再会する形式をとっているという驚くべき手間がかかれている。赤ちゃん側の家庭の理解があつてこそ、すなわち、村民の協力と信頼があつてこそ、この事業であるといえる。乳幼児の成長発達過程を学べるということはもちろん驚きや不思議さがやどる可能性があり、これこそが「いのちの教育」の1つであるといえる。(KM)



■ 天間館中学校3年生 感想

- ・最初は自分の担当の子供がきてもなかなか声をかけにくくて、泣かれてしまって大変でしたが、少しづつ声をかけてでも疲れただけど、お母さんたちは毎日やってました。半日やつたがどうございました。
- ・実際に離乳食を食べさせたり、身長を測ったり、だっこしてみて、すべてにおいて緊張しました。赤ちゃんに優しくしてあげると、赤ちゃんも笑顔でこっちを見てくれました。
- ・初めてお母さんから離れず、抱っこしてもらおひきり泣かれ、どうしていいか分かりませんでした。
- ・赤ちゃんは言葉が言えないのに、表情や動きで赤ちゃんの様子を見抜かないといけないんだなあと思いました。
- ・目を離すとすぐにいろいろな所に行って泣いたりしたのが一番大変でした。自分も親に大変苦労をかけて、ここまで育ててもらつたど思います。将来、子供を育てる時は大切にして、愛情をいっぱいかけて育ててやりたいです。
- ・赤ちゃんをあやすのはとても大変なあと実感しました。離乳食はおいしいなだったけど、全部貴重な体験でした。
- ・笑顔がすごくかわいいと思つたし、自分がいやされました。
- ・赤ちゃんを育てるのは女性だけの仕事ではないので、男性もやるべきだと思います。僕も大人になって、出来ればそうしたいです。
- ・赤ちゃんって本当にかわいいなあと思いました。
- ・最初見た時、泣かれたりして困ったけど、時間がたつにつれて、泣かずに遊びにとができます。
- ・5年後、10年後ぐらいには、自分もこうしてここに来てみたいです。
- ・柔らかくて、すごく「生きてる」つていう感じがしました。
- ・お母さん達はこんなことを毎日繰り返しているんだと思うと、頭が下がる思いです。
- ・赤ちゃんの成長過程や食事など、覚えることが出来てよかったです。
- ・疲れました。赤ちゃんはいろんなモノを口に含んだりして、ちょっと危なかったです。
- ・子育ては難しいと思いました。
- ・将来はこの体験をいかして頑張りました。
- ・赤ちゃんとふれあい、お母さん達の苦労が分かり、とてもいい体験学習だった。
- ・今日の体験で親の苦労が分かりました。こんなに大変だと思いませんでした。
- ・赤ちゃんはいいなあと思いました。お母さんも辛せそうで、早く子どもが欲しくなりました。
- ・はじめは、子どもというのいやだなあって思つたけど、今日、赤ちゃんとふれあつてみると、すごく可愛いと思いました。
- ・ギスギスした心が赤ちゃんを見たときに、とてもギュートになりました。

従事者内訳	保健師 栄養士 医師 歯科衛生士 事務職員 保育士 教員 養護教諭 その他(親業インストラクター)
補助金・助成金	市町村
事業の評価	・事後のアンケートから、参加者の満足度を知り、満足度の増加を見る。／・妊娠や祖父母の参加率の増加
今後の課題	子育て中の保護者の参加は多いが、妊娠や祖父母に対してでも声かけをしているが、参加が少ないと感じます。
取り組みの事業に関するホームページ	



＊＊＊コメント＊＊＊

全国的によく行われている子育て教室であるが、開催の日時が工夫されている。教育委員会・保育所・小学校・中学校と連携し、小中学校・保育所の参観日に「子育て教室」が実施されている。興味があれば、どの子育て教室に参加してもよい。PTA の成人教育講座とのタイアップもあり、多種の連携が奏功していることが伺える。保健師が連携の中心において、その輪が広がっていくのがわかる。知識の普及だけではなく、子育て環境にもよい影響が出ることだろう。(KM)

事業課題	■思春期の保健対策の強化と健康新教育の推進 ■子ども之心の安心からかな発達促進と育児不安の軽減
事業の背景	家族や地域ぐるみで子育てを支えるためにあらゆる機会を通して、妊娠・出産・育児(子育て)に関する知識の普及啓発を行うことが必要だため。
提案者	母子保健担当者
事業のねらい ・目標	・心も体も健やかな思春期を送るために、保護者にも思春期の心と体の変化を知る機会や、正しい知識が持てるよう学習会を実施する。／・母性、乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児(子育て)に関して相談に応じて個別または集団的に必要な指導、助言を行おう。
数値目標	■住民が健康に関する知識、技術を身につけ、動機を高める
事業内容 実施期間	対象 幼児 学童 思春期 父親 母親 家族 実施期間 平成14年4月～平成19年3月 5年計画 実施内容 ・教育委員会・保育所・小学校・中学校・保育所の参観日に「子育て教室」を実施する。保護者は興味があれば、どの教室にも参加可能である。PTAの成人教育講座での健康新教育として実施しているため、PTA会長等の担当者とも協力しながら実施している。 ・小学校と中学校には、思春期をテーマにした講話も実施している。／・働いている保護者が多いため、単独開催は難しく予防接種時に空き時間を利用して実施している。今年度は第1回目は歯科講話を実施し、2回目は絵本の読み聞かせを予定している。 ■既存事業の工夫 ■ネットワークの推進
協力機関	保健センター・保健所 保育園 学校 教育委員会 病院
住民参画状況	なし

事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート結果より、赤ちゃんをかわいいと思う児童数、育児が楽しそうと思う児童数／体験学習に参加してくれた児童の母のアンケート結果より、今後も赤ちゃんふれあい体験学習を継続してほしい、必要だと思う母の数／・児童の感想文 ■今後も継続する 	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事前学習1回と赤ちゃんふれあい体験学習を通し、赤ちゃんをかわいいと思う事には結びついていると思われるで、今後は命の尊さや性の尊重に結びつくよう、より一層学校と連携をとり、事前や事後に学習する内容の充実を図る 	
取り組みの事業に関するホームページ	なし	なし
キーワード	<p>赤ちゃんふれあい体験学習 小学6年生 ■思春期における性教育の推進</p>	

・＊＊＊・コメント・＊＊＊・
乳幼児ふれあい体験事業は全国で数百か所でおこなわれているポピュラーな事業である。板柳町における本事業の特徴は、乳児健診の場を利用していることにある。健診における計測、診察の見学や離乳食などを試食をおこない、また、おむつ替えや着替えを手伝う。乳幼児とふれあうだけではなく、同時に町の事業に触れることができる工夫がなされている。事後評面についても質問紙を用いたものがおこなわれている。小学校6年生という比較的若い年齢を対象にしていることも評価できる。(KM)



事業課題	■思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化・核家族化により乳幼児とふれあう機会が減少した／・婚姻前の妊娠が増加／・家族や仕事を持つ女性が増え、夫婦で子育てや家事を協力していく必要があるが、女性への負担が大きく、子育てで悩む女性が多い。 	
提案者	母子保健担当者	
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化、核家族化により乳幼児とふれあう機会が少なくなった思春期の子供たちに対し、乳児とふれあう機会を提供することにより、赤ちゃんをかわいいと思え、命の尊さや性的尊重について学ぶ／・赤ちゃんの父親、母親から育児について話を聞き、育児の喜びや大変さを学ぶ 	
・目標	<p>■住民が健康に関する知識、技術を身につけ、動機を高める ■住民が健康のために行動できる機会や環境を提供する</p>	
数値目標	なし	
対象	乳児 思春期 父親 母親 関係者・関係機関	
実施期間	平成13年12月～平成23年12月 10年計画	
実施内容	<p>町内の6年生を対象に事前学習を実施した後、乳児健診の場を利用して赤ちゃんふれあい体験学習を実施。 体験学習当日はグループに分かれ赤ちゃんとふれあい、オムツ替えや着替えを手伝ったり、健診の流れに沿って計測、診察の見学や離乳食の試食などを体験する。</p>	
事業内容	<p>■既存事業の工夫 ■マニュアル・ガイドラインの作成</p>	
協力機関	その他(医師会)	
住民参画状況	その他(協力として乳児と母親)	
従事者内訳	保健師 栄養士 医師 事務職員 教員 緊護教諭	
補助金・助成金	なし	